

令和4年度 司法精神医療等人材養成研修事業一式実施要綱
(指定医療機関従事者研修)

1 目的

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）の対象者の病状改善のために専門性の高い医療を付与しその社会復帰を促進するために、指定入院医療機関又は指定通院医療機関に従事予定の医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者に対する司法精神医学の教育研修を通じ、医療観察法の担い手である関係職種の育成と資質能力の向上を図り、医療観察法の円滑な運用を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 指定医療機関従事者研修

ア 司法精神医学等研修(机上研修)

(ア) 研修内容

別添1「司法精神医療等に係る研修内容」による。

(イ) 対象者 450名程度

指定医療機関(令和4年度中に指定予定の医療機関を含む)に従事(予定を含む)する医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者

※受講者の募集に関しては、指定医療機関(令和4年度中に指定予定の医療機関を含む)に対し開催案内を送付し、参加者を募ること。

イ 指定入院医療機関従事者病棟研修

(ア) 研修内容

別添2「指定入院医療機関従事者病棟実習項目」による。

(イ) 対象者

令和4年度中に指定予定の福島県立矢吹病院※福島県立ふくしま医療センターこころの杜(仮称)に従事予定の医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者

(2) 研修及び研修企画委員会の回数及び期間について

履行期間内において、アについて2回以上(各2日間程度)、イについて1回程度(2週間程度)、研修企画委員会(5名程度)については1回以上行うこと。

※謝金については、1人1回17,700円を支払うものとする。ただし、他に諸謝金に関する規定があり、厚生労働省が適切と認める場合は、これに基づき支払うことができる。

※旅費については、「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年4月30日法律第114号)」及びそれに準ずる規定に基づき支払うものとする。

※講師及び委員への謝金・旅費の支払いは別途精算払いとする。

3 その他

- (1) 本事業を円滑かつ効率的・効果的に実施するため、関係行政機関、保健福祉関係団体等と連携を図り、協力体制を整備すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、必要に応じて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室と協議し、指示を受けるものとする。

司法精神医療等に係る研修内容

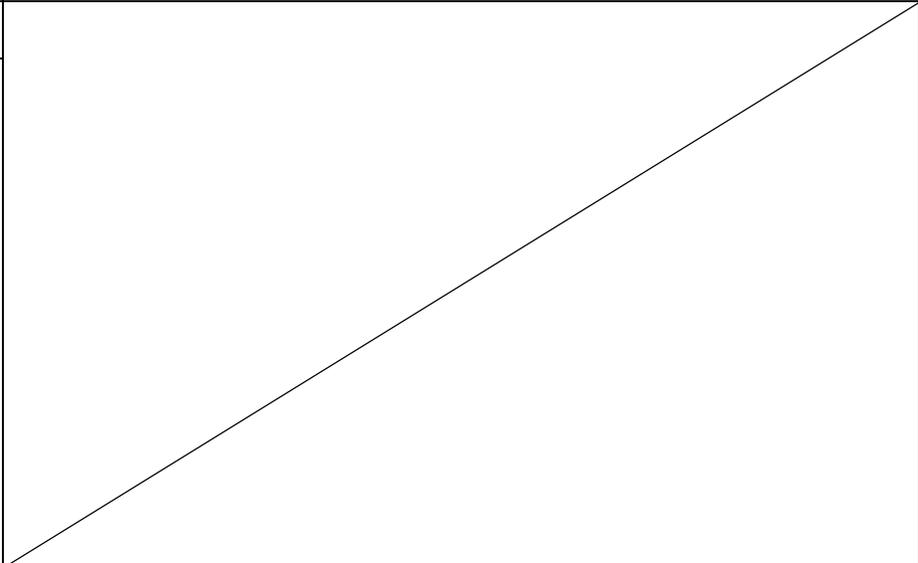
研修対象者：医師・看護師・作業療法士・精神保健福祉士・臨床心理技術者

研修時間：16時間以上

研修項目：

1. 心神喪失者等医療観察法に関する法律及び精神保健福祉行政概論
2. 心神喪失者等医療観察法に関する法令及び実務
3. 心神喪失者等医療観察法に基づく医療及び実務
4. 心神喪失者等医療観察法に基づく地域社会における処遇
5. 心神喪失者等医療観察法に関する事例研究
6. 指定医療機関における医師の役割
7. 指定医療機関における看護師の役割
8. 指定医療機関における臨床心理技術者の役割
9. 指定医療機関における作業療法士の役割
10. 指定医療機関における薬剤師の役割
11. 指定医療機関における精神保健福祉士の役割
12. 当事者の処遇(人権尊重と権利擁護等)
13. 自治体・行政機関の役割
14. 評価法について(共通評価項目)
15. 評価法について(ICF等)
16. 心理療法について
17. 多職種アプローチについて 概論
18. 多職種アプローチについて 各論(事例検討)
19. 指定入院医療機関の運営について
20. 病状評価・看護計画・事故防止・緊急対策等
21. 電子カルテ、標準書式解説

指定入院医療機関従事者病棟実習項目

【病棟実習（医師、臨床心理技術者）】（2週）	【病棟実習（PSW、OT）】（2週）
<ul style="list-style-type: none"> ・患者とのコミュニケーション技術 ・病棟内での安全管理 ・医療従事者間の連携 ・暴力への対処と予防 ・行動制限の実施方法 ・診療記録の方法 ・患者の病状及び行動の評価方法 ・治療方針及び計画の策定方法 ・各種の治療方法（薬物治療、認知行動療法など） ・アルコール・薬物依存の治療 ・集団精神療法 ・治療評価の判定 ・患者・家族教育 ・地域でのケース・マネジメント ・関連機関との連携方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者とのコミュニケーション技術 ・病棟内での安全管理 ・医療従事者間の連携 ・暴力への対処と予防 ・行動制限の実施方法 ・社会復帰に関する相談・援助の方法 ・患者記録の方法 ・患者の病状及び行動の評価方法 ・社会復帰計画の策定方法 ・アルコール・薬物依存の治療 ・集団療法、作業療法、社会生活技能訓練 ・治療評価の判定 ・患者・家族教育 ・地域でのケース・マネジメント ・関連機関との連携方法
【病棟実習（看護師）】（2週）	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者とのコミュニケーション技術 ・病棟内での安全管理 ・医療従事者間の連携 ・暴力への対処と予防 ・行動制限の実施方法 ・服薬管理の方法 ・看護記録の方法 ・患者の病状及び行動の評価方法 ・看護方針及び計画の策定方法 ・各種の治療方法 ・アルコール・薬物依存の治療 ・集団療法、作業療法、社会生活技能訓練 ・治療評価の判定 ・患者・家族教育 ・地域でのケース・マネジメント ・関連機関との連携方法 	

【参考】指定入院医療機関一覧（令和4年1月1日現在）

（指定年月日順）

	医療機関名	所在地	備考
1	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院	東京都	
2	独立行政法人国立病院機構花巻病院	岩手県	
3	独立行政法人国立病院機構東尾張病院	愛知県	
4	独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター	佐賀県	
5	独立行政法人国立病院機構北陸病院	富山県	
6	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター	神奈川県	
7	独立行政法人国立病院機構さいがた医療センター	新潟県	
8	独立行政法人国立病院機構小諸高原病院	長野県	
9	独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター	千葉県	
10	独立行政法人国立病院機構琉球病院	沖縄県	
11	独立行政法人国立病院機構菊池病院	熊本県	
12	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター	大阪府	
13	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	岡山県	
14	独立行政法人国立病院機構榊原病院	三重県	
15	長崎県精神医療センター	長崎県	
16	独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター	広島県	
17	群馬県立精神医療センター	群馬県	
18	地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立こころの医療センター	静岡県	
19	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	神奈川県	
20	東京都立松沢病院	東京都	
21	地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立こころの医療センター駒ヶ根	長野県	
22	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取県	
23	地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院	山梨県	
24	鹿児島県立始良病院	鹿児島県	
25	独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター	奈良県	
26	地方独立行政法人山口県立病院機構 山口県立こころの医療センター	山口県	
27	茨城県立こころの医療センター	茨城県	
28	埼玉県立精神医療センター	埼玉県	
29	栃木県立岡本台病院	栃木県	
30	滋賀県立精神医療センター	滋賀県	
31	山形県立こころの医療センター	山形県	
32	愛知県精神医療センター	愛知県	
33	島根県立こころの医療センター	島根県	
34	北海道大学病院	北海道	令和4年度指定予定
35	福島県立矢吹病院※福島県立ふくしま医療センターこころの杜（仮称）	福島県	令和4年度指定予定